

厚生年金保険・健康保険

厚生年金保険と健康保険は、会社員などが加入する社会保険制度です。厚生年金保険は老後の年金だけではなく、障害や死亡時にも年金が支給されます。保険料は会社と本人で折半します。健康保険は病気やケガの際に医療費の自己負担を軽減し、出産や病気で働けないときの手当も支給されます。こちらも保険料は折半で、安定した生活を支える重要な制度です。

加入義務について

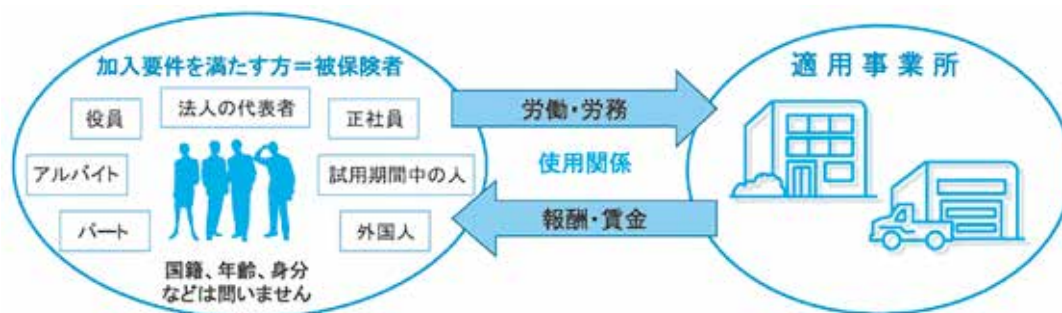
次の事業所は、厚生年金保険・健康保険の加入が法律で義務付けられています（強制適用事業所）。



※法人事業所であっても学校法人の事業所は私立学校教職員共済制度に加入することになります。
 ※5人以上の個人事業所であってもサービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等）、農林業、水産業、畜産業などの事業所は強制適用事業所から除かれます。強制適用事業所の事業所でも、一定の条件を満たせば厚生年金保険と健康保険に加入することができます。（任意適用事業所）

被保険者とは

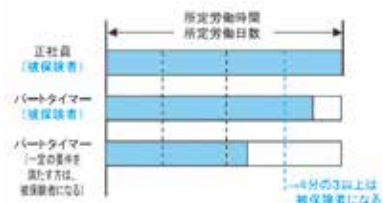
厚生年金保険・健康保険では、会社（事業所）単位で適用事業所となり、その事業所に使用される人は全て被保険者になります。※厚生年金保険は、原則70歳に達するまでの加入となります。



●厚生年金保険・健康保険の加入要件

- ・正社員や法人の代表者、役員等は被保険者になります。
- ・パートタイマー・アルバイト等でも、1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が同じ事業所で同様に従事している正社員の4分の3以上である方は、被保険者になります。

また、正社員の4分の3未満であっても、50人を超える企業に勤務し、週の所定労働時間が20時間以上など一定の要件を満たす方は、被保険者になります。



●年金受給者を雇用した場合

70歳未満で老齢厚生年金（特別支給を含む）を受給している人を雇用した場合でも、加入要件を満たす方は、被保険者になります。なお、在職中の老齢厚生年金は給料・賞与・年金から算出される1か月あたりの合計収入に応じて年金の一部または全部が支給停止になる場合があります。

●外国人を雇用した場合

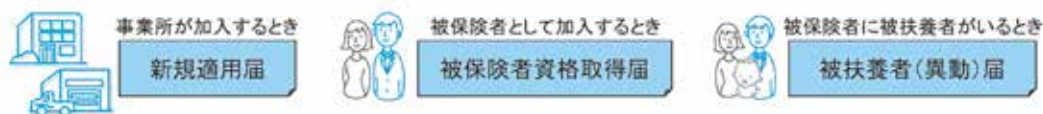
加入要件を満たす方は、国籍を問わず被保険者になります。

●試用期間中の社会保険の取扱い

法律上の雇用契約や本人の同意にかかわらず、加入要件を満たす方は、試用期間の当初から被保険者になります。

加入の手続き

厚生年金保険・健康保険に加入するときは、事業主からの届出が必要です。



※ 詳しい届出の方法や必要な書類などは、年金事務所へお問い合わせください。

なお、日本年金機構ホームページから届書用紙をダウンロードできます。 <https://www.nenkin.go.jp/>

【管轄の年金事務所】

- ・那覇 ☎098-855-1111 ・浦添 ☎0980-877-0343 ・コザ ☎098-933-2267
- ・名護 ☎0980-52-2522 ・平良 ☎0980-72-3650 ・石垣 ☎0980-82-9211

【受付時間】 月曜～金曜（8：30～17：15）、週初の開所日（8：30～17：00）

第2土曜日（9：00～16：00）

保険料の計算方法

厚生年金保険及び健康保険の保険料は、被保険者が受ける報酬をもとに決められる標準報酬額に、定められた保険料率を乗じて計算されます。また、賞与については標準賞与額に毎月の保険料と同じ保険料を乗じて計算されます。

■標準報酬月額

○厚生年金保険

1 級（88,000 円）～32 級（650,000 円）

○全国健康保険協会管掌健康保険

1 級（58,000 円）～50 級（1,390,000 円）

■保険料率（保険料率については変更されることがあります）

○厚生年金保険

1000 分の 183.000

○全国健康保険協会管掌健康保険

各都道府県別に定められています。詳細は全国健康保険協会の各都道府県へお問い合わせください。

○子ども・子育て拠出金

年度ごとに定められます。詳細は日本年金機構ホームページの厚生年金保険料額表をご覧ください。

■標準賞与額

賞与等の支給額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額

保険料は事業主と被保険者がそれぞれ半分ずつ負担し、事業主がまとめて年金事務所に納付します。

なお、子ども・子育て拠出金は児童手当の支給に要する費用等の一部として、事業主が全額負担します（被保険者の負担はありません）。

■社会保険適用拡大特設サイト（参考）

厚生労働省から法律改正のお知らせや社会保険加入のメリットや手取りや年金額の変化を知ることができる Web サイトです。右の二次元バーコードより確認できます。

